

# 宣 誓 書

- 1 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 2 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、浄化槽法(昭和58年法律第43号)その他生活環境の保全を目的とする法令で政令に定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の3第1項(第14条の3において準用する場合を含む。)若しくは第14条の6第1項又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者
- 5 業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- 6 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が1から5までのいずれかに該当するもの
- 7 政令で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの

上記の1から7までのいずれにも該当しないことを誓約します。

令和 年 月 日

誓約者

印